

排水設備工事指定業者指定 の申請に係る手引書

令和3年1月
貝塚市上下水道部上下水道総務課
下水道担当

目 次

1 排水設備工事指定業者

- (1) 申請から指定（更新）までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- (2) 申請の受付・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- (3) 指定（更新）の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- (4) 指定（更新）申請の方法及び添付書類・・・・・・・・ P. 5
- (5) 指定内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
- (6) 指定の廃止・休止・再開・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
- (7) 個人事業主の法人化・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

2 申請書の提出先

- (1) 提出先・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
- (2) 申請書及び記入例の配布・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

【参考】

貝塚市下水道条例（昭和63年貝塚市条例第29号。以下「条例」という。）

貝塚市排水設備工事指定業者に関する規程（平成31年貝塚市上下水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）

1 排水設備工事指定業者

貝塚市排水設備工事指定業者に関する規程（抜粋）

（指定業者の義務）

第8条 指定業者は、条例、貝塚市下水道条例施行規程（平成31年貝塚市上下水道事業管理規程第2号。）及びこの規程を遵守するほか、次に定める義務を負うものとする。

- （1） 排水設備工事は、全て責任技術者がこれを監督しなければならない。
- （2） 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- （3） 排水設備工事は、誠実かつ迅速に実施し、不当な料金を請求してはならない。
- （4） 排水設備工事の完成後においても、その原因が排水設備工事実施上の欠陥又は使用材料の不良による故障は、無償で修理しなければならない。
- （5） 指定業者としての名義を他に貸してはならない。
- （6） 指定業者証は、店舗の見やすいところに掲示しなければならない。
- （7） 災害その他緊急時における復旧作業等に関して、管理者の要請を受けた場合は、これに協力するよう努めなければならない。
- （8） その他管理者が指示する事項を遵守しなければならない。

（1） 申請から指定（更新）までの流れ

1. 指定（更新）申請受付

⇒形式審査を行い、添付書類等に不備がなければ受付します。（規程第4条又は第7条）

2. 営業所調査

⇒新規指定の際に営業所に伺い、事務室、資材置場、工事機械等を調査させていただきます。ただし、他市町村での指定業者証の提出がある場合は、この限りでない。

3. 指定（業者更新）申請書の審査及び指定（更新）の決定

⇒営業所調査をふまえ、申請書の内容審査を行います。（規程第5条第1項又は第7条）

4. 指定に係る説明及び指定業者証の交付

⇒・指定（更新）の決定を受けた者は、後日市役所にて、指定業者の義務、遵守事項、排水設備等計画確認申請書の記入方法等について説明します。

・指定業者証については、指定（更新）の決定を受けた者のうち新規又は更新にかかわらず1件につき指定手数料 10,000 円の納入をしていただいた後、交付します。

（条例第9条第1号）

5. 公示

⇒規程第5条第4項の規定に基づき公示します。

(2) 申請の受付

申請は、随時受け付けていますが、指定業者として指定する日は原則として申請書受付日の翌月1日となります（年末年始を除く。）。ただし、申請書の受付がその月の15日以降の場合は、指定開始日は、翌々月1日となる場合があります。

また、指定の有効期間（5年）満了後も引き続き指定（更新）を受けようとするときは、本市の指定する日までに必ず申請してください。

(3) 指定（更新）の基準（条例第8条及び規程第3条）

指定業者の指定には、次の要件を満たしていることが必要です。

- ア 大阪府内に営業所があること。
- イ 専属の責任技術者を有すること。
- ウ 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有し、かつ、従業者1人以上を常置していること。
- エ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ) 条例第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - (ウ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (エ) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (オ) 法人であって、その役員のうち（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者があるもの
- オ 市民税の滞納がないこと。

(注意)

1. 指定業者は、大阪府内に営業所が存在し、所内において指定業者証が見やすいところに掲示されてなければなりません。また、指定業者として名義を他に貸してはなりません。
2. 専属の責任技術者とは、大阪府下水道協会に登録している責任技術者が複数の本市指定業者に所属できないことをいいます。
3. 規程に基づき指定業者は、自ら工事に必要な設備及び器材を整え、工事施工を行い、その指定業者専属の責任技術者が、これらのすべての工事を監督しなければなりません。

(4) 指定（更新）申請の方法及び添付書類

排水設備工事指定申請書（様式第1号）又は排水設備工事指定業者更新申請書（様式第4号）に次の書類を添付して申請してください。

添付書類	注意事項	新規	更新
登記事項証明書1部 (法人の場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書 ・交付されてから3月以内のもの ・法務局にて取得 	○	○
住民票の写し1部 (個人の場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付されてから3月以内のもの 	○	○
定款の写し1部 (法人の場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本と相違ないことを証明したもの (会社の定款の写し) 	○	/
責任技術者及び従業者の名簿 各1部 ※別表1、2	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の名簿の記入は、代表者以外のすべての者を記入すること。ただし、個人業者で代表者のみの場合は、この限りでない。 	○	○
営業所の位置図及び平面図 各1部		○	/
所有車両及び器材の調書 1部 ※別表3	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル等の器材は、備考にその旨を記載すること。 	○	/
申請直前期における 市民税の納税証明書1部	<ul style="list-style-type: none"> ・交付されてから3月以内のもの ・会社所在地の市町村税業務窓口等にて取得 ・法人化により証明書の発行が不可の場合は不要 ・非課税の場合は非課税証明書を取得。 	○	○
専属する責任技術者証の 写し	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府下水道協会又は大阪府内の市町村が交付した有効期間内の責任技術者証 	○	/
誓約書1部（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、その代表者の記名があること。 	○	/
貝塚市排水設備工事指定 業者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の有効期間が記載されたもの 	/	○
他市の排水設備工事指定 業者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・貝塚市以外で指定を受けている場合その指定業者証の写し 	○	/

※別表1、2及び3は、様式の指定はありませんが書式を参考にして作成してください。

(5) 指定内容の変更（手数料不要）

排水設備工事指定（更新）申請書に記した商号、代表者、営業所の所在地等に変更があった場合は、30日以内に排水設備工事指定変更届出書（別表4）に変更事項を証明する書類を添付して提出してください。

なお、届出書を受理した場合は、書類審査を行い2週間以内に指定業者証を再発行し、申請窓口において交付します。

変更事項		変更事項を証明する書類
商号又は名称	法人	・履歴事項全部証明書
	個人	なし
代表者の異動	法人	・誓約書（様式第2号） ・履歴事項全部証明書
	個人	・誓約書（様式第2号） ・代表者の住民票の写し
営業所の所在地	法人	・営業所の位置図及び平面図 ・履歴事項全部証明書
	個人	・営業所の位置図及び平面図
代表者の氏名又は住所	法人	・誓約書（様式第2号） ・履歴事項全部証明書
	個人	・誓約書（様式第2号） ・代表者の住民票の写し
電話番号等		

(6) 指定の廃止・休止・再開

貝塚市排水設備工事指定業者の指定を廃止、休止又は再開する場合は、30日以内に排水設備工事指定（廃止・休止・再開）届出書（別表5）を提出してください。

また、指定の廃止、休止を行った場合は、貝塚市排水設備工事指定業者証を返納してください。

なお、指定業者の指定要件を欠いたことに基づく廃止の場合は、2年間再度指定を受けることはできません。

(7) 個人事業主の法人化

個人事業主から法人へ変更する場合は、個人事業主として排水設備工事指定（廃止・休止・再開）届出書（別表5）を提出し、法人として新規指定の申請をしてください。

※指定の申請方法は手引書3～5ページ参照

2 申請書の提出先等

(1) 提出先 貝塚市上下水道部上下水道総務課下水道担当（貝塚市役所本庁別館4階）

(2) 申請書及び記入例の配布 上下水道総務課下水道担当の窓口で随時配布しています。

また、本市のホームページからダウンロードすることができます。

<問い合わせ先> 貝塚市上下水道部上下水道総務課 下水道担当
〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号
電話：072-433-7180 ファックス：072-433-7183